

○全区分 協議結果

区分	項目	現行規定 (区分11は概要を記載)	議会運営委員会等の協議結果		
			意見取りまとめ概要	条例規定の有無	改正後の条文
1	前文	—	新たな条例の制定ではなく、改正を行うものであり、条例の「目的」の内容で議会の思いを理解いただけると考えられるため、前文を規定する必要はない。	規定しない	—
2	目的(趣旨)	(目的) 第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託に基づくものであることを認識し、その担い手たる市議会議員(以下「議員」という。)は、市民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、いやしくも自己の地位による影響力を不正に行使して自己の利益を図らないことを市民に宣言するとともに、清浄で公正に開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。	○政治倫理条例の対象について 一部自治体において、市長等を条例の対象に含めている例もあるが、本市においてはこれまでどおり小浜市議会議員としての行動規範を示した条例とする。 ○条文について 基本的な内容は現行どおりとし、詳細は本条例全体の内容に合致したものに調整する。	規定する(改正)	(目的) 第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託に基づくものであることを認識し、その担い手たる市議会議員(以下「議員」という。)は、市民全体の代表者として、また奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、いやしくも自己の地位による影響力を不正に行使して自己または特定の者の利益を図らないことを市民に宣言するとともに、清浄かつ公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。
3	議会の役割	—	区分2「目的」および区分4「議員の責務」に規定すれば足りる内容であり、規定する必要はない。	規定しない	—
4	議員・市民の責務(役割)	—	○議員の責務 現在、区分5「政治倫理基準」第2項に、疑惑を持たれた議員の責務が規定されているが、区分11「政治倫理審査会」の議員の協力義務と区別して、それぞれ別に責務を規定すべき。 また本区分「議員の責務」として規定する内容は、「政治倫理全般における使命の達成」および「疑惑を持たれた議員の責務」の2項立てとする。(全議員が審査に協力すべきとする責務は別条にて定めるべき) ○市民の責務 倫理とは、ある集団の中での行為規範である。当条例は市議会議員が自らを律するためのもので、市民に責務や役割を課す(求める)ことに違和感があり、必要性が高いとはいえないため規定しない。 ※責務としての規定はしないが、今回の改正により市民等からの審査請求を認めることから、条例内容を市民に広く理解いただく取組みを議会として進めなければならない。	○議員の責務 規定する(新規) ○市民の責務 規定しない	(議員の責務) 第2条 議員は、市政に携わる権能と責務、市民の信頼に値する高い倫理性を深く自覚し、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならない。 2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら進んで疑惑の解明に当たるとともに、説明責任を果たさなければならない。

○全区分 協議結果

区分	項目	現行規定 (区分11は概要を記載)	議会運営委員会等の協議結果		
			意見取りまとめ概要	条例規定の有無	改正後の条文
5	政治倫理基準(規準) ①～⑥	第2条 議員は、市政に携わる責務を深く自覚し、次の各号に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。	特に内容を改正する必要はない。 (モデル条例は「規準」としているが、「基準」のままで問題はない。)	規定する	(政治倫理基準) 第3条 議員は、次に定める政治倫理基準を遵守しなければならない。
		①不正疑惑行為(信用失墜行為)の禁止	—	規定する(新規)	(1) 市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
		②地位利用による金品授受の禁止	(1) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)で禁止されている寄付行為はもとより、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。	規定する(改正)	(2) 市民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
		③契約等に当たっての特定企業等への有利な取扱いの禁止	(2) 市が発注する公共工事および業務委託(建設業法(昭和24年法律第100号)第22条および小浜市工事請負契約約款第6条の規定を準用する。以下「工事等」という。)に関して、特定業者の斡旋はもとより、推薦または紹介に関し強要はしないこと。	規定する(改正)	(3) 市(市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資し、または拠出している法人を含む。)が行う許可、認可、補助金その他の給付の決定または契約および指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の指定に関し、特定の者に対して有利または不利となる働きかけをしないこと。
		④職員の職務執行への不当介入(影響力の行使)の禁止	—	規定する(新規)	(4) 市の職員の公正な職務の遂行を妨げ、またはその職権を不正に行使させるような働きかけをしないこと。
		⑤職員採用等の推薦禁止	—	規定する(新規)	(5) 市の職員の採用、昇格または異動に関して推薦または紹介をしないこと。
		⑥政治的・道義的批判を受けるおそれのある寄附の受入れの禁止(後援団体を含む)	—	規定する(新規)	(6) 政治活動に関して、政治的もしくは道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないことまたは資金管理団体および後援団体に同様の寄附を受けさせないこと。

現行の基準を拡充し、モデル条例で示されている内容を基に追加して定めることとするが、簡潔で議員活動をする上で分かりやすく、またその制限内容が市民にも伝わるものにならなければならない。
また、政治倫理審査会における判断が適正で説得力のあるものとなるよう具体的に基準項目を設け、①で総論、②～⑥およびその他で各論的な内容を規定するべき。

基準③「契約等に当たっての特定企業等への有利な取扱いの禁止」において、一部の議会では「公共の利益に供すると認められるときは、この限りでない。」などの特例を規定しているところもあるが、利益が絡む者に対して公共性の有無は関係なく、また市の発注工事等は全て公共の利益と捉えられることから、特例は設けない。

○全区分 協議結果

区分	項目	現行規定 (区分11は概要を記載)	議会運営委員会等の協議結果			
			意見取りまとめ概要	条例規定の有無	改正後の条文	
5	政治倫理基準(規準) その他	請負等の制限(辞退等)	(3) 議員、議員の配偶者、父母、子もしくは兄弟姉妹が役員をしている企業または議員が実質的に経営に携わる企業は、前号に規定する工事等に関して契約をしてはならない。	区分6「請負等の制限(辞退等)」に記載のとおり	規定する (倫理基準ではなく別項目にて規定)	— 第4条(請負契約に関する遵守事項)に規定
		人権侵害のおそれのある行為の禁止	—	人権侵害は何人に対してもしてはならない行為であり、新たに規定しなければならない 規定内容は、議員にとってリスクが高い「他の議員」、「市職員」へのハラスメントを禁止する旨を全面に出し、「その他何人にも」という表現とすべき。	規定する(新規)	(7) 議会内での地位や議員としての地位を利用して、他の議員または市の職員はもとより、何人に対してもハラスメントその他人権侵害のおそれのある言動をとらないこと。
		反社会的な団体等との関わり禁止	—	本市で起こりうる可能性は低く、あえて規定しておかなければならないほどの懸念は見当たらないため、現段階での規定は見送るが、今後の社会状況の変化により、反社会勢力との関わりが懸念されるような状況になれば、条例を改正し対応することとする。	規定しない	—
		その他	—	他市議会で規定している「公費から支給された金品の使用の適正使用」は至極当然で基本的な遵守事項であり、現時点で差し迫って規定する必要性が低いため、規定しない。 その他規定すべき内容は特になし。	規定しない	—
	第2項	2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑をもたれたときは、第3条に定める政治倫理審査会に出席し、自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。	重要な事項であり、倫理基準ではなく区分4「議員の責務」に規定すべき。	規定する (倫理基準ではなく別項目にて規定)	— 第2条(議員の責務)に規定	
6	請負等の制限(辞退等)	<p>現行では、政治倫理基準(3)に規定</p> <p>(3) 議員、議員の配偶者、父母、子もしくは兄弟姉妹が役員をしている企業または議員が実質的に経営に携わる企業は、前号に規定する工事等に関して契約をしてはならない。</p> <p>○小浜市議会議員政治倫理条例施行規程 第2条 条例第2条第1項第3号に規定する「議員が実質的に経営に携わる企業」とは、議員が資本金その他これらに準ずるものの3分の1以上を出資している企業をいう。</p> <p>(特例) 第6条 市が発注する工事等のうち、災害時の緊急対応にかかるものについては、この条例を適用しない。ただし、第1条の精神に反するものであってはならない。</p>	<p>今般のなり手不足解消を目的とした地方自治法改正の趣旨を踏まえ、本市条例第2条第3号に規定する議員または議員の親族が役員をしている企業等の請負禁止(法律の上乗せ制限)は撤廃し、「法第92条の2を遵守する」旨のみ規定する。 (本来、法律で禁止されている内容を条例で規定する必要はないが、法第92条の2を遵守する旨をあえて規定し、法律違反を市民から指摘できるようにすべき。)</p> <p>ただし、上乗せ制限の撤廃に際し、議員の職務執行の公正・適正を確保するため、議員、議員の親族、また議員の親族が役員である法人の請負状況について、当該議員がその状況を議長に報告し、議長はその内容を公表することを義務化すべき。(本条例はあくまで議員の行動規範であることを念頭に、請負等に係る報告は全て「議員」が行うこととする。)</p>	<p>規定する(改正)</p> <p>(地方自治法第92条の2の上乗せ制限は撤廃)</p>	<p>(請負契約に関する遵守事項) 第4条 議員は、法第92条の2の規定を遵守しなければならない。</p>	

○全区分 協議結果

区分	項目	現行規定 (区分11は概要を記載)	議会運営委員会等の協議結果		
			意見取りまとめ概要	条例規定の有無	改正後の条文
7	指定管理者の指定の 辞退(遵守事項)	—	指定管理者の指定については、地方自治法第92条の2の「請負」に該当せず、議員に關係する法人等への法的な規制はないが、実質的には、請負同様議員が役員である法人が市から指定管理者の指定を受けた場合、公正な行政運営、議会事務執行に支障が出る懸念があることから、請負の制限との均衡に配慮し、これに準じて(趣旨を尊重して)、議員は指定管理者である法人の役員になれない旨規定すべき。 なお、現行の「小浜市の公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則」において、指定管理者の応募資格の要件として「法第92条の2を読み替えて適用する」とされており、議員が役員 の法人は指定管理者に応募できないこととなっている。 しかし、法第14条の「権利を制限する場合には条例で規定する」旨の原則を踏まえれば、本来条例に権利の制限(指定管理者の応募資格の制限)条項を設けることが適当との見方もある。 よって、政治倫理条例において、議員は指定管理者である法人の役員になれない旨を明記する。	規定する(新規)	(指定管理者の指定に関する遵守事項) 第5条 議員は、法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市が設置する公の施設の管理を行う指定管理者となる法人その他の団体の無限責任社員、取締役、執行役もしくは監査役もしくはこれらに準ずべき者または支配人および清算人(以下「役員」という。)に就くことができない。
8	職員に依頼等をした ときの記録義務 (記録資料提出の 要求)	—	政治倫理審査会の審査において、委員会が市長等に対し記録文書等を要求できる旨明文化することにより、議員が改めて行動に自覚を持ち、口利き・ハラスメントなど倫理基準違反行為の抑止力となるほか、審査等の証拠書類として高い価値が見い出せる。 また、職員の立場保護にも寄与する。 なお、記録資料(文書等)の要求は、市職員に対する全ての行為ではなく、政治倫理基準に違反する行為を対象とする。	規定する(新規)	— 第9条(政治倫理基準等の違反に係る委員会の審査)第5項に規定
9	兼業の報告義務 (請負状況の公表)	—	地方自治法第92条の2の改正に伴い、全国市議会議長会は請負が緩和された議員個人による請負について公正性を担保するため、「議員個人の請負の状況の透明性を確保する必要がある」とし、令和5年3月2日「〇〇議員の請負の状況の公表に関する条例(例)」および「同条例施行規程(例)」を各市議会に通知した。 本市議会では、今回の政治倫理条例見直しにおいて、法律の上乗せ部分である、「議員の親族が役員をしている企業の請負制限を撤廃する」上において、その公正性確保に向け請負状況を公表すべきとの国の趣旨に賛同し、「議員の親族が役員である法人」また「親族個人」による請負を公表の対象とし、さらに議員の親族が役員である法人その他の団体が市施設の指定管理者の指定を受けた場合に関しても併せて公表の対象とすべきである。(本市独自) 本条例においては、議員による報告ならびに報告を受けた議長がその内容を公表すべき義務を規定し、報告および公表に関する手続その他必要な事項については、別途「小浜市議会議員等の請負および指定管理者の指定の状況の報告および公表に関する条例」において規定すべきである。 なお、一部議会(墨田区議会等)で規定する、市との請負の有無によらず、一般的な兼業の状況についての公表までは必要ない。 ○公表の対象となる「親族」の範囲 これまで、議員の親族の請負について、2親等よりも狭い範囲を制限してきた。今回、公表の対象とする親族については、現代の社会状況等を考慮し、祖父母・孫を含めた「2親等内の親族」とするのが妥当である。	規定する(新規) (別途、「小浜市議会議員等の請負および指定管理者の指定の状況の報告および公表に関する条例」および「同条例施行規程」を制定する)	(請負および指定管理者の指定の状況の報告および公表) 第6条 議員は、自己、2親等内の親族(以下この条において「親族」という。)または親族が役員である法人が市に対し請負をする場合および親族が役員である法人その他の団体が市から指定管理者の指定を受ける場合の状況を議長に報告しなければならない。 2 議長は、前項の規定による報告の概要を公表しなければならない。 3 前2項の規定による請負および指定管理者の指定の状況の報告および公表に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定める。
10	資産公開	—	資産の公開は一定の透明性の向上につながる部分はあるが、次に議員になろうとする者の心情に鑑みると、立候補を躊躇する要因となる可能性があり、なり手不足に拍車がかかる懸念がある。 そのような懸念がある中、本市の現況を踏まえ、議員の資産を公開することが議会の公正性に大きく寄与する有益なものであるとはいいがたく、現時点において効果や必要性が乏しいため規定しないこととする。	規定しない	—

○全区分 協議結果

区分	項目	現行規定 (区分11は概要を記載)	議会運営委員会等の協議結果			
			意見取りまとめ概要	条例規定の有無	改正後の条文	
11	政治倫理審査会	審査会の組織	任意の会議(議会内)	全国的には「市長の附属機関」、「議会の任意の会議」、「特別委員会」として組織される例があり、またその構成委員の在り方も様々である。 現在の「任意の会議」には、議員以外の者を指名することができるが、その根拠が明確でない。 政治倫理審査会は議員の行動について、政治倫理基準等に違反がないかを審査する場であるが、地方自治法第92条の2の請負禁止の違反に該当(失職)するか否かを、同法第127条において“議会”が3分の2以上の賛成で決定することとされている。また、議会の附属機関として審査会を設置することについて、法的根拠に乏しい(費用弁償等)ことなどを総合的に勘案し、議員のみで構成する議会の特別委員会として組織すべきである。 ただし、審査の公正性を確保し、市民の信頼を高める必要があるため、議員以外の第三者の意見を積極的に取り入れる旨を併せて規定することとする。	規定する(改正)	第8条 議長は、議員に関して、前条に規定する審査請求があったときは、その審査の適否について議会運営委員会に諮るものとする。 2 前項の場合において、当該議員が議会運営委員会所属議員であるときは、その協議に加わることができない。 3 議会運営委員会は、協議の経過と結果を文書で議長に報告するものとする。 4 議長は、審査請求が適当との報告を受けたときは、会議に諮って、小浜市議会議員政治倫理審査特別委員会(以下「委員会」という。)を設置する。 5 この条例に定めるもののほか、委員会の組織および運営については、小浜市議会委員会条例(平成3年小浜市条例第21号)の定めるところによる。 (政治倫理基準等の違反に係る委員会の審査) 第9条 委員会は、政治倫理基準等に違反する行為の存否に関して審査するものとする。 — 第9条の続きは次のページ —
		審査会の設置要件	議長が政治倫理確立のため調査・審査を行う必要があると認めるとき ・条例違反の疑いがあるとき ・議員から調査請求があるとき	当該審査は慎重を期すことが求められており、市民または議員から調査請求があった場合は、議長が議会運営委員会に審査の適否を諮った上で、議会運営委員会が必要と認めた場合に議長が特別委員会設置を発案すべきである。 よって、条例違反の疑いがあるときに議長独自の判断で設置できるとした現行は削除すべき。	規定する(改正)	
		審査会の職務	当該議員に対し事情聴取または資料の提出を求め、その関係者に対して必要な調査を行う	現行規定以外の職務は考えられないため、据え置くこととするが、審査会の職務を「審査」に統一する。	規定する(改正)	
		調査(審査)対象者	当該議員・その関係者	現行規定以外の対象者は考えられないため、据え置くこととする。	規定する	
		委員数	7人(議員以外からも指名可) ※議長が会議に諮って指名	予め委員数を決めておくのではなく、その時の審査内容・議会構成(会派)・社会状況等に応じて適切な委員数を判断することが好ましいことから本条例で特別な規定は設けない。(現行の小浜市議会委員会条例(以下「委員会条例」という。)第59条に基づき、議長案を各派代表者会で調整することとする。)	規定しない (委員会条例の規定に基づき運用)	
		委員の任期	—	委員会条例に基づき、事件が議会において審議されている間在任するものとし、政治倫理条例において特別に任期を定めない。	規定しない (委員会条例の規定に基づき運用)	
		会議の公開・非公開	—	現行の委員会条例に基づき運用(原則公開とするが、委員会の過半数の議決により秘密会とすることができる。)	規定しない (委員会条例の規定に基づき運用)	

○全区分 協議結果

区分	項目	現行規定 (区分11は概要を記載)	議会運営委員会等の協議結果			
			意見取りまとめ概要	条例規定の有無	改正後の条文	
11	政治倫理審査会	職務上知り得た情報の取扱い	委員は、漏らしてはいけない(退いたあとも含む)	現行の委員会条例(会議規則への委任事項含む)に基づき運用(秘密会とした場合の規定に基づく運用)することとなるが、当審査会は個人情報等の内容が多く含まれる可能性が高いため、「審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする」旨明記する。	規定する	<p>— 前ページ(第9条)の続き —</p> <p>2 委員会は、その設置後速やかに審査を開始するとともに、設置の日から起算して120日を経過する日までに、審査の結果および意見を記載した審査結果報告書を議長に提出しなければならない。</p> <p>3 委員会は、審査を行うに当たっては、審査の対象となった議員(以下「審査対象議員」という。)に意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>4 委員会は、審査を行うため、審査対象議員その他の者に対し必要な文書等の提出を求め、事情聴取等必要な調査を行うことができる。</p> <p>5 委員会は、審査対象議員による市の職員への行為のうち第3条に規定する政治倫理基準に違反するものに関し、その対応等を記録した文書等の提出を、当該文書等を保有する市長その他の執行機関に求めることができる。</p> <p>6 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、真に利害関係を有する者、学識経験を有する者等から積極的に意見を聴くよう努めなければならない。</p> <p>7 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>(審査結果の公表) 第10条 議長は、委員会から審査結果報告書の提出を受けたときは、違反の有無にかかわらず、審査請求をした者の代表者および審査対象議員に対し、その内容を通知するとともに、速やかにその概要を小浜市公告式条例(昭和26年小浜市条例第1号)第2条第2項の掲示場への掲示、議会報、議会ホームページへの掲載その他適当な手段により公表しなければならない。</p> <p>(議員の協力義務) 第12条 議員は、委員会から審査に必要な文書等の提出または委員会への出席を求められたときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。</p>
		議員の協力義務	—	現在、政治倫理基準第2項に規定している義務は、疑惑を持たれた議員の責務であるが、全議員を対象に、委員会から出席または審査に必要な文書等の提出を求められたときに協力する旨規定する必要がある。	規定する (政治倫理審査会ではなく別途項目を設ける)	
		審査会から議長(市長)への報告・報告までの期限)	速やかに議長に提出 ※規程で規定	審査会から議長への報告(報告までの期限)については、議会運営、公正に判断できる審査期間等の観点から、設置から「120日以内」に審査会が議長に対して報告(報告書を提出)することが適切である。 なお、特別委員長による本会議での調査結果の報告については、現状の特別委員会の調査報告と同様に当然なされるべきであり、現在その報告は会議規則第39条に基づき行っていることから、あえて本条例において本会議で報告する旨規定する必要はない。	規定する(改正)	
		虚偽報告・非協力があった場合の措置(審査会)	—	虚偽報告、非協力を含めた調査の内容を含めて議長に報告することが想定されるので、改めて規定する必要はない。	規定しない	
		違反に対する「審査会による」措置 ※違反に対する「議会による」措置は区分14	—	審査会としては、「違反の有無にかかわらず」議長に報告書を提出することが役割であり、特に違反があった場合のみの措置を規定しない。一部議会で辞職勧告等を行うべき旨を議長に勧告するような規定が設けられているところがあるが、その審査結果の内容・状況に応じてそのときの議会が措置の有無および内容を判断することが望ましいため、審査会の措置として罰則のような規定は定めるべきではない。	規定しない	
		報告があった場合の議長(市長)の措置	—	現行(第4条第2項)では、違反に係る議会の措置として、審査の結果、違反があった場合にのみその概要を報告することとなっているが、違反がなかったと認められた議員の救済措置として、「違反の有無にかかわらず」結果を公表すべきである。 また、審査会から報告があった場合は、速やかにその概要を掲示場への掲示、議会報、議会ホームページへの掲載その他適当な手段により公表すべきであり、あわせて審査の請求をした者および審査対象議員へ通知しなければならない旨規定すべき。(現行どおり具体的な公表の方法は条例において規定する。)	規定する(新規)	
		会議の成立	3分の2以上の出席	現行の委員会条例に基づき運用(委員定数の半数以上の出席)	規定しない	
		審査の決定要件	過半数の同意	現行の委員会条例に基づき運用(出席議員の過半数で決する)	規定しない	
		その他	—	審査の対象となった議員の権利保護として、特別委員会の審査において当該議員の発言の機会を設ける旨規定すべきである。	規定する(新規)	

○全区分 協議結果

区分	項目	現行規定 (区分11は概要を記載)	議会運営委員会等の協議結果		
			意見取りまとめ概要	条例規定の有無	改正後の条文
12	住民・議員の調査(審査)請求	<p>(議員の調査請求) 第5条 議員は、この条例に定める政治倫理基準に反する行為をした疑いがあると認めるときは、4人以上の連署をもって議長に調査を請求することができる。</p> <p>(違反に関する措置) 第4条 議長は、第2条第1項の規定に違反している疑いがある場合または議員から調査請求があった場合は、速やかに審査会に調査を依頼しなければならない。</p>	<p>本市議会では、小浜市基本条例において「市民とともに歩む開かれた議会」とすることを理念としていることを踏まえ、審査会の請求についても、当然に市民等からの請求を認めるべきである。</p> <p>政治倫理審査会の審査対象になるだけで当事者議員にとってはその後の立場に大きく影響するものとなることから、請求に係る真実相当性等を一定程度確保するため市民等および議員の請求に必要な人数等の要件を定めた上で、議会(議運)は審査会設置を慎重に判断する必要がある。よって、</p> <p>「市民等からの請求」においては、小浜市の人口規模等を勘案し50人以上の連署を必要とし、加えて、その連署の提出の妥当性の確認やその提出に係る一定の責任を持つという役割の意味で、議員2名以上の紹介を要することとする。</p> <p>「議員からの請求」においては、現行どおり4名以上の連署とし、市民からの請求時の紹介議員の人数と差を設ける。</p> <p>また、請求の際は、調査請求書に「疑うに足りる事実を証する資料または疑惑解明の趣意書」を添えることとし、事実を証明する資料が用意・提出できない場合であっても請求できるよう門戸を広げる。</p>	規定する(改正)	<p>(審査の請求) 第7条 第3条に規定する政治倫理基準、第4条に規定する請負契約に関する遵守事項もしくは第5条に規定する指定管理者の指定に関する遵守事項(以下「政治倫理基準等」という。)に違反している議員があると認めるときまたはその疑惑を解明する必要があるときは、次に定める者の代表者から議長に対し、当該違反を疑うに足りる事実を証する文書等または疑惑解明の趣意書を添えて、当該違反行為の存否についての審査の請求(以下「審査請求」という。)をすることができる。</p> <p>(1) 市民等(法第18条に規定する選挙権を有する者をいう。)にあつては、50人以上の連署および議員2人以上の紹介をもってする者</p> <p>(2) 議員にあつては、4人以上の議員の連署をもってする者</p>
13	問責制度	—	政治倫理条例においてそこまで踏み込む必要はない。	規定しない	—
14	違反に対する議会の措置	<p>(違反に関する措置) 第4条 議長は、第2条第1項の規定に違反している疑いがある場合または議員から調査請求があった場合は、速やかに審査会に調査を依頼しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により調査した結果、第2条第1項の規定に違反しているとの結果が出た場合は、議長はその旨を全員協議会および議会報で公表するものとする。</p>	<p>特別委員会から議長に対して、政治倫理基準等に違反があったとの審査結果報告があった場合に、議会として、当該議員に必要な措置を講ずることができる旨を明記しておくことにより、議会の措置に対する法規上の適否に係る疑義を排除するとともに、違反があった場合には公表されるのみにとどまらず別途措置がなされる可能性があることを議員が認識することで違反行為の抑止力につながる効果が生まれる。</p> <p>よって、政治倫理基準等に違反があると認められた場合に、議会は政治倫理基準等に違反していると認められる議員に対して、市民の信頼を回復するために必要な措置を講ずることができる旨を規定すべきである。(違反内容には幅があることから、あらかじめ具体的な措置内容を条例に規定しておくことはせず、その内容はそのときの議会の判断に委ねることとする。場合によっては、措置を講ずる必要はないとの判断に至ることも想定されることから、条例における文言の拘束力に鑑み、「講ずることができる」との文言を採用する。)</p> <p>また、議会が措置を行った場合は、議長はその旨を公表すべき旨も併せて規定すべきである。</p> <p>(審査会を設置する場合、特別委員会の設置手続をとることとなるため、現行第1項の規定は削除)</p>	規定する(新規)	<p>(審査結果に対する措置) 第11条 議会は、委員会からの報告に基づき、政治倫理基準等に違反していると認められる議員に対して、市民の信頼を回復するために必要な措置を講ずることができる。</p> <p>2 議長は、前項に規定する措置を講じたときは、その旨を公表しなければならない。</p>
15	その他	<p>(特例) 第6条 市が発注する工事等のうち、災害時の緊急対応にかかるとについては、この条例を適用しない。ただし、第1条の精神に反するものであってはならない。</p>	<p>今回の改正により、現行第2条第1項3号「市の発注する工事等の請負制限」を撤廃するため、本特例は必要ないものとなることから削除する。</p> <p>その他事項は特に規定しない。</p>	規定しない	—
16	委任	<p>(委任) 第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、議長が定める。</p>	現行どおり、別途議長が定めることとする。	規定する	<p>(委任) 第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、議長が別に定める。</p>